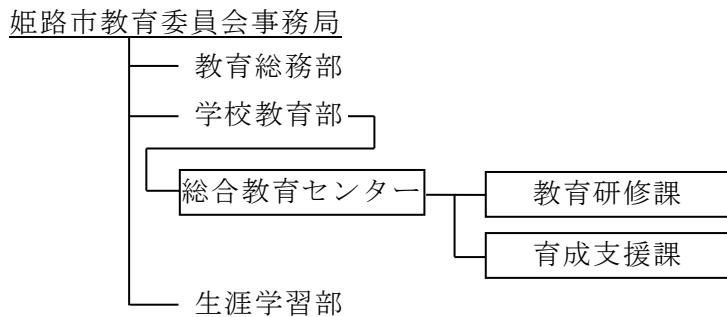


IV 総合教育センター概要

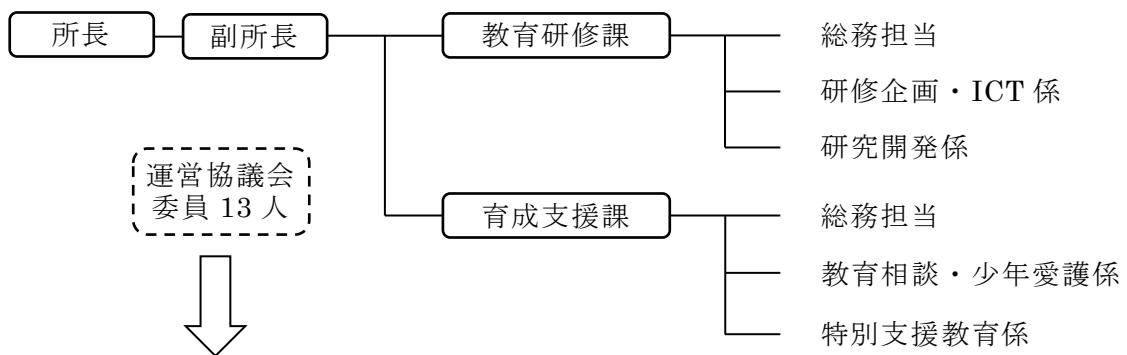
1 組織・体制

(1) 教育委員会事務局での位置付け

学校教育部内に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育機関として設置



(2) 総合教育センターの組織



区分	氏名	機関・団体名 役職
学識経験者	加治佐 哲也	兵庫教育大学学長
	藤川 洋子	京都工芸繊維大学アクセシビリティ・コミュニケーション支援センター長
関係団体等	高橋 ゆり	姫路市連合 P T A 協議会女性理事
	溝口 弘	姫路市少年補導委員会会長
	荻野 勝己	姫路こども家庭センター所長
	西井 健滋	姫路商工会議所事務局次長兼総務部長
医療従事者	中島 玲	姫路市医師会
	永浦 拓	兵庫県臨床心理士会
学校関係者	塩野 加保里	幼稚園長会代表
	山下 祐子	小学校長会代表
	堀 昌子	中学校長会代表
	前田 真吾	高等学校長会代表
	長尾 茂弘	特別支援学校長

(3) 総合教育センターの職員構成

令和2年3月末現在 (人)

課名	担当・係名	教育参事	教育主幹	課長補佐	係長	教育主査		主任	主事	再任用	非常勤嘱託員	臨時職員	計	
						管理指導主事	指導主事						担当計	課計
所長										1			1	
副所長										1			1	
教育研修課	課長		1										1	1 6
	総務担当				1			3					4	
	研修企画・ICT係				1	1	4				1		7	
	研究開発係				(1) 兼務		2				2		4	
育成支援課	課長		1										1	4 4
	総務担当				(1) 兼務			(3) 兼務						
	教育相談・少年愛護係				1		3			1	3 0		3 5	
	特別支援教育係				1		4				3		8	
合計		0	2	0	4	1	1 3	3	0	3	3 6	0	6 2	

令和2年3月末現在

総合教育センター所長	谷田 瞳	総合教育センター副所長	八木 優
教育研修課 課長	村山 正哉	育成支援課 課長	長谷川 陽一
総務担当 係長	城谷 ルミ	*1 教育相談・少年愛護係 係長	三田 勝也
主任	持田 愛	*1 指導主事	萩田 善文
主任	藪上 憲二	*1 指導主事	崎谷 真弘
主任	金川 麻依子	*1 指導主事	宗野 遊幸
研修企画・ICT係 係長	北村 敬祐	特別支援教育係 係長	藤戸 あゆ美
管理指導主事	間嶋 孝史	指導主事	小寺 研
指導主事	中村 美穂	指導主事	前川 淳
指導主事	常城 信幸	指導主事	井上 正祥
指導主事	石尾 俊之	指導主事	嵐 佳菜子
指導主事	坂田 怜輝		
研究開発係 係長	(課長が兼務)		
指導主事	飯田 晋		
指導主事	西尾 達也		
* 1 育成支援課兼務		※非常勤嘱託員及び臨時的任用職員は除く	

2 施設利用実績

(1) 一般の使用が可能な施設（センター条例第3条第2項に基づく施設） 令和元年度実績

	① クレアホール				② 講義室				③ 大会議室						
	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数	利用可能回数	使用回数			
		貸出	自主				貸出	自主				貸出	自主		
4月	46	9	10	41.3	2,590	46	2	4	13.0	210	46	10	5	32.6	453
5月	41	10	4	34.1	1,597	41	6	2	19.5	575	41	9	2	26.8	469
6月	46	6	12	39.1	1,945	46	4	7	23.9	327	46	11	4	32.6	237
7月	50	2	14	32.0	1,754	50	3	7	20.0	440	50	5	8	26.0	521
8月	48	10	12	45.8	1,837	48	3	4	14.6	360	48	7	4	22.9	180
9月	44	2	6	18.2	710	44	2	0	4.5	240	44	7	6	29.5	383
10月	50	6	6	24.0	902	50	0	7	14.0	320	50	9	4	26.0	180
11月	50	5	5	20.0	1,096	50	1	3	8.0	252	50	4	5	18.0	260
12月	46	3	4	15.2	471	46	2	2	8.7	260	46	6	1	15.2	405
1月	44	7	1	18.2	660	44	5	1	13.6	600	44	3	31	77.3	155
2月	42	6	8	33.3	1,301	42	5	4	21.4	441	42	3	37	95.2	227
3月	48	3	1	8.3	358	48	0	1	2.1	1	48	6	1	14.6	299
計	555	69	83	27.4	15,221	555	33	42	13.5	4,026	555	80	108	33.9	3,769

	④ 第1会議室				⑤ 第2会議室				⑥ 第3会議室						
	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数	利用可能回数	使用回数			
		貸出	自主				貸出	自主				貸出	自主		
4月	46	16	4	43.5	151	46	10	3	28.3	265	46	8	2	21.7	0
5月	41	9	8	41.5	146	41	8	8	39.0	272	41	8	6	34.1	0
6月	46	17	4	45.7	89	46	14	4	39.1	170	46	18	4	47.8	0
7月	50	6	10	32.0	77	50	10	9	38.0	277	50	10	8	36.0	0
8月	48	15	10	52.1	139	48	10	7	35.4	215	48	10	7	35.4	0
9月	44	11	3	31.8	132	44	9	4	29.5	195	44	9	4	29.5	0
10月	50	10	5	30.0	86	50	9	3	24.0	124	50	9	3	24.0	0
11月	50	4	5	18.0	57	50	6	5	22.0	205	50	6	5	22.0	0
12月	46	11	4	32.6	117	46	7	2	19.6	177	46	6	2	17.4	0
1月	44	16	4	45.5	217	44	13	12	56.8	204	44	12	12	54.5	0
2月	42	5	10	35.7	50	42	2	34	85.7	60	42	2	34	85.7	0
3月	48	5	2	14.6	68	48	3	0	6.3	118	48	3	0	6.3	0
計	555	125	69	35.0	1329	555	101	91	34.6	2,282	555	101	87	33.9	0

(平均利用率 29.7%、利用者合計 26,627 人)

※第3会議室の利用人数は、第2会議室と一室として利用の場合は第2会議室にのみ計上

(2) 一般貸出しない施設（自主事業、教育委員会・市等の使用に限る）

	① 第4会議室				② 実験・実習室				③ 情報研修室						
	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数
		貸出	自主				貸出	自主				貸出	自主		
4月	46	2	9	23.9	69	46	0	0	0.0	0	46	2	4	13.0	40
5月	41	5	8	31.7	177	41	21	4	61.0	411	41	1	5	14.6	35
6月	46	3	4	15.2	42	46	27	0	58.7	460	46	7	17	52.2	73
7月	50	5	5	20.0	122	50	21	1	44.0	430	50	7	8	30.0	140
8月	48	4	1	10.4	94	48	1	1	4.2	12	48	14	8	45.8	387
9月	44	1	11	27.3	175	44	23	1	54.5	453	44	1	6	15.9	40
10月	50	5	4	18.0	143	50	33	0	66.0	60	50	4	6	20.0	96
11月	50	3	3	12.0	95	50	0	0	0.0	0	50	5	6	22.0	102
12月	46	2	5	15.2	99	46	1	0	2.2	13	46	2	6	17.4	60
1月	44	4	4	18.2	96	44	0	38	86.4	0	44	6	15	47.7	90
2月	42	4	4	19.0	119	42	0	30	71.4	0	42	1	24	59.5	160
3月	48	2	3	10.4	75	48	0	0	0.0	0	48	2	6	16.7	72
計	555	40	61	18.2	1,306	555	127	75	36.4	1,839	555	52	111	29.4	1,295

	④ 第1研修室				⑤ 第2研修室				⑥ 第3研修室						
	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数	利用可能回数	使用回数		利用率	利用人数
		貸出	自主				貸出	自主				貸出	自主		
4月	46	0	4	8.7	20	46	0	4	8.7	5	46	1	3	8.7	10
5月	41	6	10	39.0	145	41	3	10	31.7	39	41	1	12	31.7	35
6月	46	11	4	32.6	75	46	9	6	32.6	45	46	7	8	32.6	62
7月	50	9	6	30.0	159	50	8	9	34.0	99	50	5	8	26.0	79
8月	48	14	3	35.4	279	48	4	8	25.0	78	48	4	4	16.7	74
9月	44	6	4	22.7	122	44	3	6	20.5	20	44	2	11	29.5	51
10月	50	2	4	12.0	94	50	3	6	18.0	54	50	5	6	22.0	73
11月	50	2	8	20.0	82	50	2	8	20.0	55	50	0	9	18.0	30
12月	46	7	3	21.7	129	46	4	2	13.0	16	46	3	3	13.0	28
1月	44	6	7	29.5	152	44	4	6	22.7	27	44	5	10	34.1	59
2月	42	2	24	61.9	16	42	3	24	64.3	22	42	4	22	61.9	17
3月	48	2	0	4.2	12	48	3	0	6.3	42	48	1	1	4.2	15
計	555	67	77	25.9	1,285	555	46	89	24.3	502	555	38	97	24.3	533

(平均利用率 26.4%、利用者合計 6,760 人)

利用率=会議室の利用回数(年間) ÷ (会議室数×利用可能回数)

(※利用率は平成28年度本市行財政改革推進課通知「公共建築物の稼働率等の算定方法について」による)

3 条例・規則

○姫路市立総合教育センター条例

平成22年3月29日

条例第 3号

改正 平成25年12月20日条例第74号

平成29年 3月28日条例第29号

平成31年 3月27日条例第52号

(設置)

第1条 本市の教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、姫路市立総合教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、次のとおりとする。

姫路市北条口三丁目29番地

(事業)

第3条 センターは、第1条に掲げる設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関すること。
 - (2) 教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 教職員の研修に関すること。
 - (4) 教育における情報化の推進に関すること。
 - (5) 視聴覚教育の振興に関すること。
 - (6) 教育相談及び教育的支援に関すること。
 - (7) 子どもの非行の防止及び補導に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2 センターは、前項に規定する事業のほか、当該事業の遂行に支障のない範囲内で、別表区分の欄に掲げるセンターの施設を学校教育又は社会教育を目的とした一般の使用に供する事業を行うことができる。

(職員)

第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前8時35分から午後6時までとする。ただし、毎月の第2金曜日及び第4金曜日にあっては、午前8時35分から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎月の第1土曜日及び第3土曜日を除く土曜日並びに日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用許可)

第7条 別表区分の欄に掲げるセンターの施設及び教育委員会が規則で定める当該施設の備品を使用し、又は視聴覚教材若しくは視聴覚機材(以下「視聴覚教材等」という。)を使用しようとする者は、教育委員会の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 教育委員会は、使用許可に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの建物、建物の附属設備、器具、備品等(以下これらを「建物等」という。)又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (4) 学校教育又は社会教育の目的以外の目的のために使用しようとするとき。
- (5) その他教育委員会が不適当と認めるとき。

(目的外使用の禁止等)

第9条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用許可に係る施設及びその備品又は視聴覚教材等を許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の変更等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、教育委員会は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反して使用許可に係る施設及びその備品又は視聴覚教材等を使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることができ不適当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

(使用料)

第11条 施設の使用許可を受けた者は、別表に定める施設の使用料(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 備品又は視聴覚機材の使用許可を受けた者は、市長が規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上又は学校教育上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第10条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合により施設及びその備品若しくは視聴覚機材を使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、その使用する建物等又は資料を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、センターの職員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第15条 使用者は、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了と同時にこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(行為の禁止)

第16条 何人も、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの建物等又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は火気を使用すること。
- (6) 噫煙すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、センターの管理に支障がある行為をすること。

(入場の拒否、退場の命令等)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、センターの管理上の必要な指示に従わない者
- 2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに教育委員会に連絡し、又はその他必要な措置をしなければならない。

(損害の賠償)

第18条 センターの建物等若しくは資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(総合教育センター運営協議会)

第19条 センターの運営を円滑に行うために必要な事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議させるため、姫路市立総合教育センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

- 2 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、教育に関する学識経験を有する者、関係諸団体の代表者、医療従事者及び学校教育の関係者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 姫路市立教育研究所設置条例(昭和31年姫路市条例第21号)
 - (2) 姫路市立少年愛護センター条例(昭和39年姫路市条例第49号)
 - (3) 姫路市立視聴覚センター条例(昭和53年姫路市条例第45号)
 - (4) 姫路市立教育相談センター条例(昭和56年姫路市条例第35号)

附 則 (平成25年12月20日条例第74号)

この条例は、平成26年2月15日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第29号)

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第52号）
この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表(第7条、第11条関係)

1 基本使用料

区分	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
講堂	円 9,600	円 12,800
講義室	4,200	5,600
大会議室	3,150	4,200
第1会議室	1,050	1,400
第2会議室	1,050	1,400
第3会議室	1,050	1,400

2 割増料金等

使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、基本使用料を基礎として、前項の表の使用時間の区分ごとの1時間当たりの算出料金(同表に定めのない時間帯にあっては、当初使用許可を受けた時間区分に係る1時間当たりの算出料金)に超過時間を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、超過時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間は1時間として計算する。

3 端数の計算

前項における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

改正 平成25年11月27日教委規則第 7号

平成26年 2月21日教委規則第11号

平成26年 6月19日教委規則第16号

平成30年 3月28日教委規則第 4号

平成31年 3月27日教委規則第 6号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市立総合教育センター条例(平成22年姫路市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(少年補導委員)

第2条 条例第3条第1項第7号に掲げる事業を推進するため、姫路市少年補導委員(以下「少年補導委員」という。)を置く。

2 少年補導委員の数は、360人以内とする。

3 少年補導委員は、次に掲げるすべての要件を満たす者で、地区連合自治会長、地区連合婦人会長、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高等学校長又は各種学校長の推薦を受けたものうちから市長が委嘱する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、推薦を受けないで委嘱することができる。

(1) 1週につき1回以上、補導等の業務に従事できる状態であること。

(2) 市内又は神崎郡内に住所又は勤務先があること。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、少年補導委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任されることができる。

(少年補導委員の業務)

第3条 少年補導委員は、次に掲げる業務を行う。

(1) 補導活動

(2) 兵庫県青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)第12条第1項及び第2項に規定する有害図書類の回収その他の少年に有害な社会環境の浄化活動

(3) 非行防止に係る広報・啓発活動

(4) 前3号に掲げる業務のほか、子どもの非行の防止及び補導に関する事業を推進するために必要な業務

2 少年補導委員は、補導活動において発見した少年が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条及び少年法(昭和23年法律第168号)第6条の規定により通告しなければならない少年である場合は、速やかに福祉事務所、児童相談所又は家庭裁判所に通告するものとし、その他の場合は、家庭、学校又は職場に対する連絡その他の必要な措置を講じるものとする。

(少年補導委員証)

第4条 少年補導委員は、業務に従事するときは、少年補導委員証(別記様式)を携帯し、関係人の

請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 少年補導委員は、少年補導委員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 少年補導委員は、少年補導委員でなくなったときは、直ちに姫路市立総合教育センター所長に少年補導委員証を返納しなければならない。
- 4 少年補導委員は、少年補導委員証を紛失し、又は損傷したときは、その旨を姫路市立総合教育センター所長に届け出て、かつ、新たに少年補導委員証の交付を願い出なければならない。

(少年補導委員の義務)

第5条 少年補導委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(使用許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定により、教育委員会の許可を受けようとする者は、あらかじめ姫路市立総合教育センター施設等使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 使用許可申請書は、使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から使用しようとする日の3日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用許可書の交付等)

第7条 教育委員会は、条例第7条第1項の許可をしたときは、当該申請者に姫路市立総合教育センター施設等使用許可書(以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

- 2 条例第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際には使用許可書を携帯し、姫路市立総合教育センター(以下「センター」という。)の職員の提示の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

(使用期間)

第8条 条例第7条第1項に規定するセンターの施設及びその備品並びに視聴覚教材等(以下「センターの施設等」という。)の使用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間の延長)

第9条 使用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間(以下「使用時間」という。)を超過し、又は時間を早めにセンターの施設等を使用する必要があるときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該センターの施設等の管理に支障があるときは、これを許可しない。

(使用中止届)

第10条 使用者は、センターの施設等の使用を中止しようとするときは、姫路市立総合教育センター施設等使用中止届に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、第7条に規定する使用許可書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

2 第9条の規定により使用時間の延長の許可を受けてセンターの施設等を使用する場合の当該使用時間の延長に係る使用料は、使用終了後直ちに納付しなければならない。

(運営協議会委員の委嘱又は任命)

第12条 条例第19条第3項の規定により、教育委員会が委員として委嘱し、又は任命する者は、次のとおりとする。

(1) 教育に関する学識経験を有する者 2人

(2) 関係諸団体の代表者

ア 姫路市連合PTA協議会の代表者 1人

イ 姫路市少年補導委員会の代表者 1人

ウ 姫路こども家庭センターの職員 1人

エ 姫路商工会議所の推薦を受けた法人の経営者又は人事担当者 1人

(3) 医療従事者 2人

(4) 学校教育の関係者

ア 姫路市立幼稚園の園長 1人

イ 姫路市立小学校の校長 1人

ウ 姫路市立中学校又は姫路市立義務教育学校の校長 1人

エ 姫路市立高等学校の校長 1人

オ 姫路市立特別支援学校の校長 1人

(運営協議会の会長及び副会長)

第13条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 運営協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 運営委員会の会議は、委員の過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

4 運営協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 姫路市立教育研究所規則(昭和37年姫路市教育委員会規則第5号)

(2) 姫路市立少年愛護センター条例施行規則(昭和43年姫路市教育委員会規則第9号)

(3) 姫路市立視聴覚センター条例施行規則(平成15年姫路市教育委員会規則第14号)

附 則 (平成25年11月27日教委規則第7号)

この規則は、平成26年2月15日から施行する。

附 則 (平成26年2月21日教委規則第11号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月19日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日教委規則第6号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

(表)

	少年補導委員之証 氏名 年 月 日生	写真
	上記の者は姫路市少年補導委員であることを証明する	
	自 年 月 日 至 年 月 日(有効期限)	
	姫路市長 ○○○○印	
	8.5cm	

(裏)

1 本証は、少年補導委員の業務に従事する場合には、必ず携帯しなければならない。

2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改正 平成25年11月27日規則第56号

平成30年12月26日規則第60号

平成31年 3月27日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市立総合教育センター条例(平成22年姫路市条例第3号。以下「条例」という。)第11条から第13条までの規定に基づき、姫路市立総合教育センターの備品及び視聴覚機材の使用料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 条例第11条第2項に規定する規則で定める備品の使用料の額は別表第1に定める額とし、規則で定める視聴覚機材の使用料の額は、別表第2に定める額とする。

(使用料の減免)

第3条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市が使用する場合 使用料の全額
- (2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が使用する場合 使用料の全額
- (3) 教育委員会の承認を得て登録された教育に関する研究会が使用する場合 使用料の全額
- (4) 姫路市少年補導委員会が使用する場合 使用料の全額
- (5) 使用者が市と共同で使用する場合 使用料の5割に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、姫路市立総合教育センター施設等使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第4条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第10条第3号又は第4号に該当する場合 既納の使用料の全額
 - (2) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
 - (3) 使用を中止しようとする者から次に掲げる期日までに使用中止届が提出された場合
 - ア 使用期日前20日までの場合 既納の使用料の5割に相当する額
 - イ 使用期日前10日までの場合 既納の使用料の3割に相当する額
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、姫路市立総合教育センター施設等使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(端数計算の処理)

第5条 この規則における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補則)

第6条 この規則の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 姫路市立視聴覚センター使用料に関する規則(平成15年姫路市規則第54号)は、廃止する。

附 則 (平成25年11月27日規則第56号)

この規則は、平成26年2月15日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく使用許可に係る使用料、占用使用料又は特別展示室使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づく使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月27日規則第37号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

備品の品名	単位	午前	午後	備考
		午前 9時から 正午まで	午前 1時から 午後 5時まで	
マイクロフォン	1本	300	400	
ワイヤレスマイクロフォン	1本	450	600	
プロジェクター	1台	900	1,200	スクリーン付
ピアノ	1台	1,500	2,000	
△コーン	1個	300	400	

備考 使用許可時間を超過し、又は時間をお早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、当該備品に係る使用料を基礎として、当該使用区分ごとの1時間当たりの算出料金（表に定めのない時間帯にあっては、当初使用許可を受けた時間区分に係る1時間当たりの算出料金）に超過時間を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、超過時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。